

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正（素案）  
に対するご意見の概要と札幌市の考え方

1 ご意見募集の実施概要

(1) 意見募集期間

令和5年(2023年)10月23日(月)から令和5年(2023年)11月22日(水)まで

(2) 意見提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メール

(3) 資料の配布・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎2階（市政刊行物コーナー、建築指導部管理課）  
5階（都市計画部都市計画課）
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・札幌市公式ホームページ

2 提出者及びご意見の内訳

(1) 提出者数及びご意見の件数

ア 意見者数	2人
イ ご意見の件数	2件

(2) 提出方法

ア 持参	1人
イ FAX	1人
ウ 郵送	0人
エ 電子メール	0人

3 素案からの修正点

なし

市政等資料番号  
02-M03-23-2644

#### 4 ご意見の概要と市の考え方

ご意見の概要	市の考え方
<p>都心開発促進のために容積率を緩和する際、建物のバリアフリー化は、用途によって異なることを考慮すべきではないか。</p> <p>また、オフィスビルやホテルを観光のために建てたととしても集客率は一時的なものだと予測でき、換気・バリアフリーの整った長期的に住まうことのできる建物を目指すべきである。</p>	<p>今回のパブリックコメントは、地区計画条例に規定されている容積率、建蔽率、高さの制限について、省エネ改修を行う場合において特例許可による緩和措置を設けるといふものでありますので、いただいたご意見は今後の参考意見とさせていただきます。</p>
<p>旧事業法で開発された市街化調整区域内では、建築許可と地区計画の審査という二重の申請が必要となっているなど、市街化調整区域の扱いが改革されていない。</p> <p>また、現地確認などにより、許可まで期間を要しているため、既に一般住宅地と変わらぬ環境整備がされている地域では、実態を理解して制度の見直しを行う時期がきているのではないかと。</p>	<p>今回のパブリックコメントは、地区計画条例に規定されている容積率、建蔽率、高さの制限について、省エネ改修を行う場合において特例許可による緩和措置を設けるといふものでありますので、いただいたご意見は今後の参考意見とさせていただきます。</p>